

**令和6年度第2回  
福岡市市民公益活動推進審議会  
次第**

日時：令和7年2月3日（月）14時00分～15時30分

場所：あすみんセミナールームBC

**1 開 会**

**2 審議等**

**【審議】**

(1) 基本方針に基づく施策の実施状況について

(2) 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 主要施策の見直しについて

**3 閉 会**

**配付資料**

<b>【審議資料】</b>	<b>頁数</b>
(1) 基本方針に基づく施策の実施状況について	
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針に基づく施策の実施状況	… 1
(2) 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 主要施策の見直しについて	
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 主要施策の概要（令和7年4月）（案）	… 24
・                    "                    主要施策の見直し	… 25
・                    "                    主要施策の見直し（案）について	… 26
・                    "                    主要施策の見直しに係る指標について	… 27
<b>【要綱等】</b>	
・ 福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿	… 28
・ 福岡市市民公益活動推進条例	… 29
・ 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱	… 34
・ 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱	… 36
<b>【参考資料】</b>	
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 主要施策 第2次見直し（R3.4月/現行）	… 38
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 主要施策 第1次見直し（H28.3月）	… 39
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針（H24.3月）	… 40



市民公益活動の推進に係る施策  
基本方針に基づく施策の実施状況

## 「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」の概要

(令和3年4月)

### 基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

#### (1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

- ① 公益活動へのきっかけづくり【重点】
- ② 新たな担い手の発掘・活動への呼び込み【重点】
- ③ テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

#### (2) 寄付による社会貢献の促進

- ① 寄付金増に向けた取り組み【重点】
- ② 寄付文化の醸成

#### (3) 公益活動の「見える化」

- ① 団体活動及び事例等の見える化(ホームページ・SNS等の活用)  
【重点】

### 基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

#### (1) 団体基盤強化・運営支援

- ① 持続可能な団体づくりの支援【重点】
- ② 円滑な法人運営の支援

### 基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

#### (1) 多様な主体の連携・共働の推進

- ① 共働事業の創出支援【新規】【重点】

#### (2) NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による 交流人口の増加

- ① あすみん活用による居場所づくり
- ② あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

## 基本目標 1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

### 施策目標(1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

1 事業の進捗状況 ※実施主体：○福岡市 ●あすみん 対前年比

#### ①公益活動へのきっかけづくり【重点】

●ボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」参加者数	R4n:140人→R5n:186人 [+46人 133%]
●「ハジメのイッポ」プログラム数	R4n: 47件→R5n: 37件 [-10件 79%]
●公益活動への理解を深める「ボランティア講座」受講者数	R4n: 70人→R5n: 47人 [-23人 67%]

#### ②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み【重点】

●小・中・高・大学生を対象とした出前講座の受講者数	R4n:341人→R5n: 85人 [-256人 25%]
●企業等従業員のボランティア参加者数	R4n:128人→R5n: 53人 [-75人 41%]
○市民公益活動の担い手の発掘・育成プログラムの参加者数	R4n: 10人→R5n: 7人 [-3人 70%]
●大学生を対象としたあすみん職場体験・インターン受入者数	R4n: 16人→R5n: 10人[-6人 63%]
●大学生の交流会「学生ボランティアミーティング」参加者数	R4n: 12人→R5n: 26人[+14人 217%]

#### ③テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

○（市民対象）「災害ボランティア講座」受講者数	R4n: 22人→R5n: 19人[-3人 86%]
○「災害ボランティア団体等意見交換会」参加者数	R4n: 13人→R5n: 23人[+10人 177%]
●（災害ボランティア団体対象）ワークショップの参加者数	R4n: 18人→R5n: 23人[+5人 128%]
●被災地支援ボランティア情報等の発信件数	R4n: 28件→R5n: 23件[-5件 82%]
●企業の社会貢献活動支援	R4n: 21件→R5n: 16件[-5件 76%]

## 2 成果・課題

- ・（成果）ボランティア体験プログラムや大学生の交流会「学生ボランティアミーティング」の参加者数が増加するなど、ボランティアの育成を推進。
- ・（課題）P5 参考データ 「過去5年間にNPO・ボランティア活動などに参加したことがある市民の割合」は初期値の12.9%（H22n）から14.9%（R5n）とほぼ横ばいとなっており、市民公益活動の促進に向け、さらなる取組みが必要。

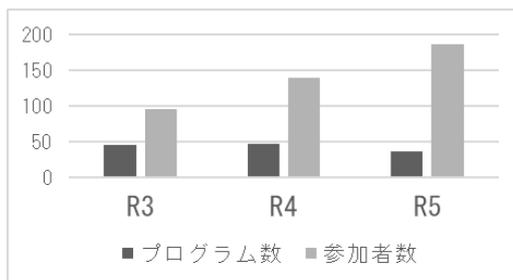
## 3 今後の取り組みの方向性

- ・引き続き、ボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」や公益活動の基礎的な知識を学ぶ「ボランティア講座」を実施するとともに、若年層を中心とした新たな担い手を育成し、市民が自主的・自発的に公益活動に参加できる環境づくりに取り組む。

## 4 事業の実施状況

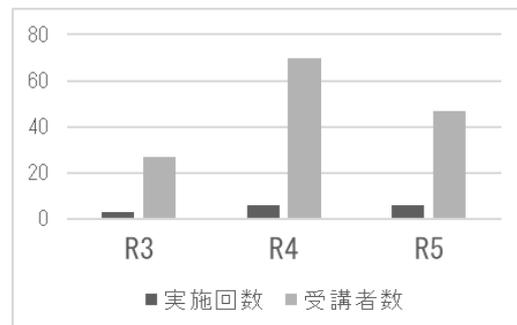
### ■ ボランティア体験プログラム「はじめのイッポ」

年度	プログラム数	参加者数
R3	45	96
R4	47	140
R5	37	186



### ■ ボランティア講座（定期開催）

年度	実施回数	受講者数
R3	3	27
R4	6	70
R5	6	47

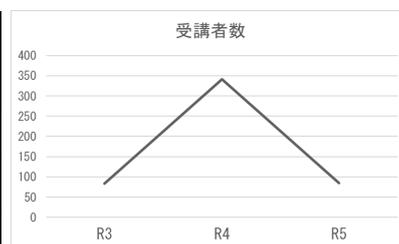


### ■ 市民公益活動担い手発掘・育成プログラム

年度	プログラム名	参加者数
R4	サマープログラム	10
R5	つくる編	7

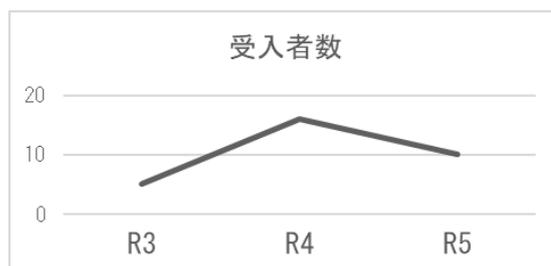
### ■ ボランティア講座（小中高生・大学生等対象の出前講座）

年度	実施校数 (校)						受講者数 (人)
	計	小学校	中学校	高校	専門学校	大学・短大	
R3	1	—	—	—	1	—	83
R4	3	1	—	—	2	—	341
R5	2	—	—	1	1	—	85



### ■ あすみん職場体験・インターンの受入れ

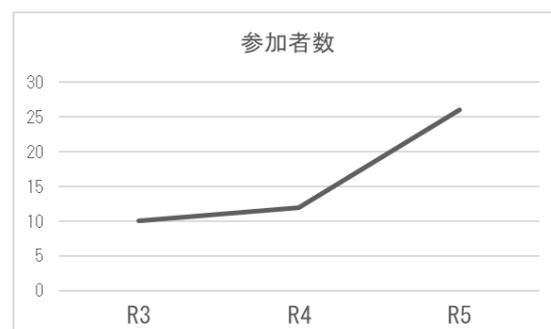
年度	受入者数			
	計	中学生	高校生	短大・大学生
R3	5	—	—	5
R4	16	—	—	16
R5	10	—	—	10



### ■ 学生ボランティアミーティング

公益活動を行う大学生の交流会を実施

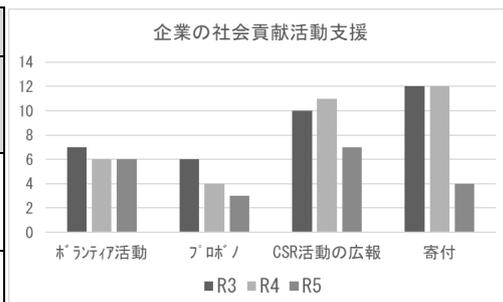
年度	実施回数	参加者数
R3	1	10
R4	1	12
R5	1	26



■企業の社会貢献活動支援

(件)

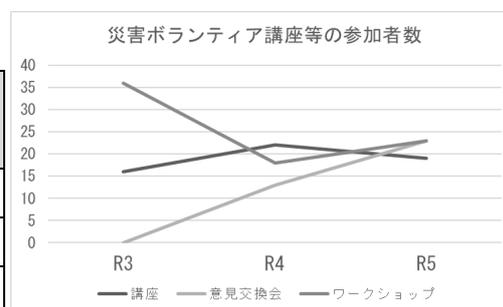
年度	企業数 (延べ)				
	計 a+b+c	ボランティア活動 a	プロボノ b	CSR活動の広報 c	寄付
R3	23	7 (95人)	6	10	12
R4	21	6 (128人)	4	11	12
R5	16	6 (53人)	3	7	4



※ ( ) は、ボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」に参加した従業員数

■災害ボランティア講座等の参加者数

年度	災害ボランティア講座	災害ボランティア団体等意見交換会	災害ボランティアワークショップ
R3	16	0	36
R4	22	13	18
R5	19	23	23

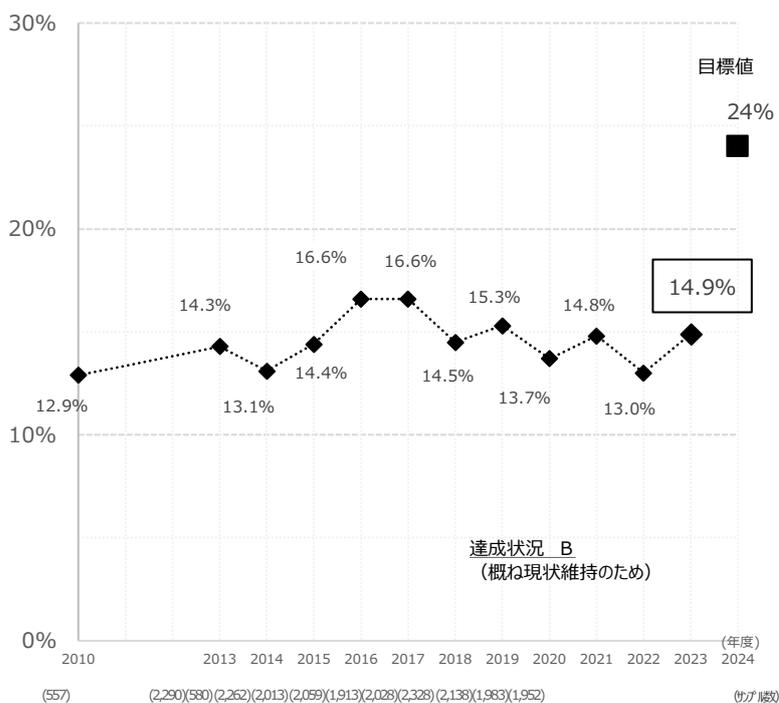


【参考データ】 令和5年度「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」より

NPO・ボランティア活動などへの参加率

(過去5年間にNPOやボランティア活動などに参加したことがある市民の割合)

(割合)



## 基本目標 1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

### 施策目標(2) 寄付による社会貢献の促進

1 事業の進捗状況 ※実施主体：○福岡市 ●あすみん 対前年度比

#### ①寄付金増に向けた取り組み【重点】

○イオン九州(株)からNPO活動支援基金への寄付額	R4n:3,434千円→R5n:3,548千円	[+114千円 103%]
○ふるさと納税からの寄付受入額	R4n:1,267千円→R5n:1,826千円	[+559千円 144%]
(内訳) NPO活動支援基金への寄付額	R4n:1,197千円→R5n:1,826千円	[+629千円 153%]
(内訳) コロナのNPO活動支援基金への寄付額	R4n:70千円→R5n:0千円	[0千円 0%]
○寄付付自動販売機からの寄付額	R4n:591千円→R5n:620千円	[+29千円 105%]
○寄付付自動販売機設置数	R4n:9台→R5n:9台	[0台 100%]
○不要入れ歯・アクセサリからの寄付額	R4n:39千円→R5n:141千円	[+102千円 362%]
●NPO活動支援基金募金箱の寄付額	R4n:6千円→R5n:0千円	[-6千円 0%]

#### ②寄付文化の醸成

- 「NPO活動推進補助金事業」報告書の寄付者への送付
- あすみんHP、メールマガジン、SNSによる情報発信
- 使用済み切手や古本を寄付ボックスで随時回収

## 2 成果・課題

- ・(成果) 包括連携協定に基づいたイオン九州(株)からの寄付やふるさと納税からの寄付等を継続実施。市政だよりやSNSでの広報により、ふるさと納税からの寄付が大きく増加。
- ・(課題) 企業等からの寄付額が横ばいであるため、企業を対象にした寄付増の取組みが必要。

## 3 今後の取り組みの方向性

- ・寄付者へ基金を活用したNPOの補助事業を分かりやすく紹介し、寄付金の使途について活動報告書や市のホームページで明示する。
- ・あすみんにおいて、窓口を訪れる企業へ基金の説明を行い、寄付を促進。
- ・市政だよりや市のホームページ、デジタルサイネージ、SNSで広報するほか、税制上の優遇措置等寄付のメリットをまとめたチラシの配架やポスターの掲出により、基金の周知に取り組む。

#### 4 事業の実施状況

##### ■寄付金受入額の推移

(円)

年度	R3		R4		R5	
	通常	コロナ対策支援	通常	コロナ対策支援	通常	コロナ対策支援
ふるさと納税 (個人)	1,302,000 (35件)	1,054,000 (6件)	1,196,800 (45件)	70,000 (2件)	1,826,000 (81件)	0 (0件)
ふるさと納税以外 (企業・団体)	0 (0件)	540,000 (2件)	13,433 (2件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)
包括連携による寄付 (企業)	3,413,102 (1社)		3,434,256 (1社)		3,548,364 (1社)	
寄付付き自動販売機 (企業・団体)	483,606 (8社)		591,086 (8社)		619,783 (8社)	
不要入れ歯・ アケサリ-収益	155,737		39,455		140,762	
募金箱	300,600 (2件)	0 (0件)	6,204 (2件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)
寄付金合計額	5,655,045	1,594,000	5,281,234	70,000	6,134,909	0

##### ■寄付者の内訳（個人・団体・企業）

年度	金額 (円)	寄付件数 (延べ)				
		計	内訳 (件)			
			個人	団体	企業	募金箱
R3	通常 5,655,045	54	35	5	12	2
	コロナ対策支援 1,594,000	8	6	2	0	0
R4	通常 5,281,234	66	45	7	12	2
	コロナ対策支援 70,000	2	2	0	0	0
R5	通常 6,134,909	97	81	5	11	0
	コロナ対策支援 0	0	0	0	0	0

## 基本目標 1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

### 施策目標(3) 公益活動の「見える化」

#### 1 事業の進捗状況 ※実施主体：○福岡市 ●あすみん 対前年度比

##### ①団体活動及び事例等の見える化（ホームページ・SNS等の活用）【重点】

- ホームページ更新回数 R4n:253件→R5n:248件 [ -5件 98%]
- ホームページ閲覧数 R4n:169,118件→R5n:190,984件 [+21,866件113%]
- ホームページ登録団体イベント情報投稿数 R4n:131件→R5n:184件 [ +53件140%]
- ホームページ登録団体ボランティア情報投稿数 R4n:63件→R5n:73件 [ +10件116%]
- フェイスブックFacebook更新回数 R4n:452件→R5n:477件 [ +25件106%]
- フェイスブック閲覧数 R4n:113,834件→R5n:101,484件 [-12,350件 89%]
- フェイスブックフォロワー数 R4n:2,336件→R5n:2,430件 [ +94件104%]
- X（旧ツイッター）更新回数 R4n: 629件→R5n: 824件 [ +195件131%]
- X（旧ツイッター）閲覧数 R4n:154,354件→R5n:203,476件 [49,122件132%]
- X（旧ツイッター）フォロワー数 R4n: 2,556件→R5n: 2,629件 [ +73件103%]
- メールマガジン配信先数 R4n: 2,007件→R5n: 2,439件 [ +432件122%]
- 情報誌配布先数／配信件数(R5.11月よりWEB上で配信) R4n:765件→R5n:2,439件  
[+1,674件319%]
- 効果的な情報発信を学ぶ「NPO広報講座」の受講者数 R4n:46人→R5n:32人  
[ -14人 70%]
- 団体の広報サポート チラシの配架件数 R4n:906件→R5n:871件 [ -35件 96%]

#### 2 成果・課題

- ・(成果) あすみんのホームページやメールマガジン、SNSを活用して、イベント情報やボランティア情報、企業のCSR活動等、幅広い分野の情報を発信し、SNSのフォロワー数、ホームページの閲覧数が増加。また、より多くの市民に届くよう情報誌をデジタル化した。
- ・(課題) フェイスブックの閲覧数が減少。市民公益活動の普及啓発について、効果的な情報発信が必要。

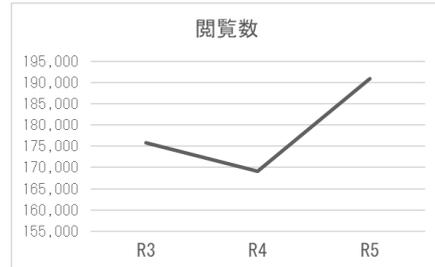
#### 3 今後の取り組みの方向性

- ・引き続き、あすみんのホームページやSNSを活用して、イベントや講座、助成金情報等を分かりやすく周知するとともに、登録団体のイベントやボランティア募集情報の広報、NPOと行政との共働事例や企業のCSR活動の紹介などを行い、公益活動の「見える化」を推進する。

## 4 事業の実施状況

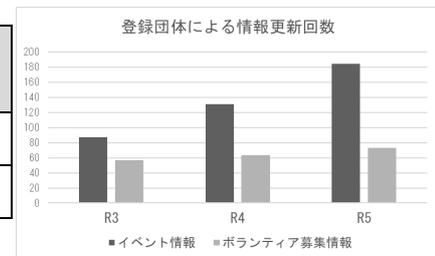
### ■あすみんホームページ閲覧数 (件)

年度	R3	R4	R5
閲覧数	175,769	169,118	190,984



### ■登録団体による情報更新回数 (回)

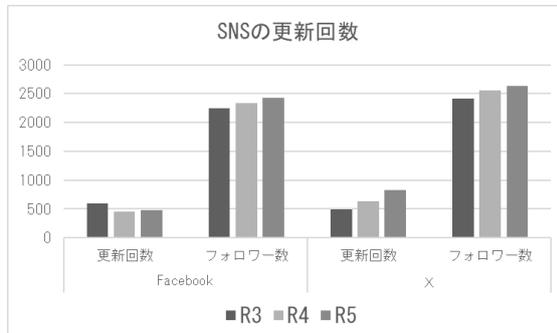
年度	R3	R4	R5
イベント情報	87(7)	131(11)	184(15)
ボランティア募集情報	57(5)	63(5)	73(6)



※ ( ) 内の数字は、1月あたりの平均回数

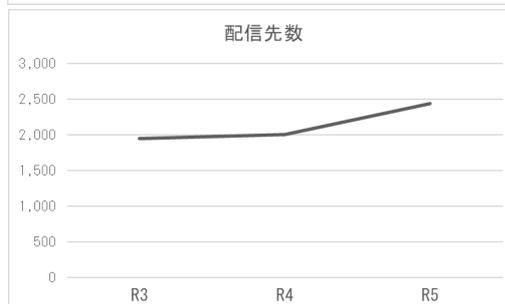
### ■SNS (Facebook、X(旧ツイッター))の更新回数 (回)

年度		R3	R4	R5
Facebook	更新回数	592	452	477
	フォロワー数	2,245	2,336	2,430
X (旧ツイッター)	更新回数	495	629	824
	フォロワー数	2,415	2,556	2,629



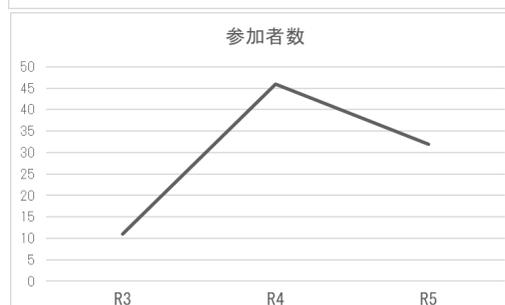
### ■メールマガジン配信先数 (月2回配信) (件)

年度	R3	R4	R5
配信先数	1,951	2,007	2,439



### ■NPO広報講座 (人)

年度	R3	R4	R5
参加者数	11	46	32



## 基本目標 2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

### 施策目標(1) 団体基盤強化・運営支援

1 事業の進捗状況 ※実施主体：○福岡市 ●あすみん 昨年度比

①持続可能な団体づくりの支援【重点】		
○●NPO法人設立説明会の参加人数	R4n:42人→R5n:65人	[+23人155%]
○事業報告書の作り方講座の参加人数	R4n:17人→R5n:5人	[-12人 29%]
○●会計・税務個別相談の相談件数	R4n:15件→R5n:17件	[+2件 113%]
○社会保険労務士個別相談の相談件数(R4nより開始)	R4n:2件→R5n:4件	[+2件 200%]
○NPO法人登記&事務手続きセミナーの参加人数	R4n:9人→R5n:9人	[0人 100%]
○NPO法人向けインボイス制度等説明会の参加人数	R4n:4人→R5n:21人	[+17人525%]
●NPO入門講座の参加人数	R4n:83人→R5n:61人	[-22人 73%]
●NPO基盤強化講座の参加人数	R4n:195人→R5n:132人	[-63人 68%]
●NPO広報講座参加人数【再掲】	R4n:46人→R5n:32人	[-14人 70%]
●先輩NPOに聞いてみようの参加人数	R4n:81人→R5n:80人	[-1人 99%]
②円滑な法人運営の支援		
○NPO活動推進補助金の交付件数	R4n:11件→R5n:10件	[-1件 91%]
○認定・特例認定窓口相談件数	R4n:15件→R5n:25件	[+10件167%]
○NPO法人認定説明会の参加人数	R4n:6人→R5n:1人	[-5人 17%]
●団体運営等に関する一般相談の相談件数	R4n:430件→R5n:372件	[-58件 87%]
専門相談の相談件数	R4n:23件→R5n:35件	[+12件152%]
資金調達相談の相談件数	R4n:1件→R5n:0件	[-1件 0%]
○●会計・税務個別相談の相談件数【再掲】	R4n:15件→R5n:17件	[+2件 113%]
○社会保険労務士個別相談の相談件数(R4nより開始)【再掲】	R4n:2件→R5n:4件	[+2件 200%]
○NPO法人解散セミナーの参加人数	R4n:9人→R5n:10人	[+1人 111%]

## 2 成果・課題

- ・(成果) 講座や相談等については、対面だけでなくオンラインでも受講可能としたことで、NPOが受講しやすい環境づくりを整備。
- ・(課題) メンバーの高齢化やコロナの影響等により、活動を行うことができないNPOがあるため、個別のニーズに沿った支援が必要。

## 3 今後の取り組みの方向性

- ・引き続き、NPOのニーズを踏まえ、あすみんと連携しながら、団体の基盤強化につながる講座の実施や相談支援に取り組む。

#### 4 事業の実施状況

##### ■NPOの運営支援講座等の参加人数と開催回数

年度	R3	R4	R5
①NPO法人設立説明会	33人(10回)	42人(12回)	65人(12回)
②事業報告書の作り方講座	コロナで中止	17人(3回)	5人(3回)
③会計・税務個別相談	17人(12回)	21人(12回)	23人(12回)
④社会保険労務士個別相談	—	2人(12回)	4人(12回)
⑤NPO法人登記&事務手続きセミナー	17人(1回)	9人(1回)	9人(1回)
⑥NPO法人向けインボイス制度等説明会	16人(1回)	4人(1回)	21人(1回)
⑦NPO入門講座	37人	83人	61人
⑧NPO基盤強化講座	261人	195人	132人
⑨NPO広報講座【再掲】	11人	46人	32人
⑩先輩NPOに聞いてみよう	57人	81人	80人
⑪NPO法人認定説明会	9人(2回)	6人(2回)	1人(1回)
⑫NPO法人解散セミナー	15人(2回)	9人(2回)	10人(1回)

##### ■NPO活動推進補助金

年度	補助金			
	募集金額 (円)	交付金額 (円)	交付数(件)	
R3	通常募集	5,000,000	3,363,049	5
	新型コロナウイルス対策支援	11,000,000	4,504,209	11
R4	通常募集	5,700,000	4,834,253	4
	新型コロナウイルス対策支援	4,000,000	3,209,250	7
R5	通常募集	7,000,000	6,429,096	10
	新型コロナウイルス対策支援	0	0	0

##### ■団体運営に関する相談件数

年度	一般相談	専門相談	資金調達相談	会計・税務 個別相談	労務管理 個別相談
R3	407	22	0	16	—
R4	430	23	1	15	2
R5	372	35	0	17	4

##### ■認証、認定等相談件数（1月当たり平均件数）

年度	認証法人各種手続	認定・特例認定	電話相談件数
	窓口相談件数	窓口相談件数	
R3	697 (58)	15 (1.3)	2,518 (210)
R4	524 (44)	15 (1.3)	1,804 (150)
R5	522 (44)	25 (2.1)	1,241 (103)

参考データ

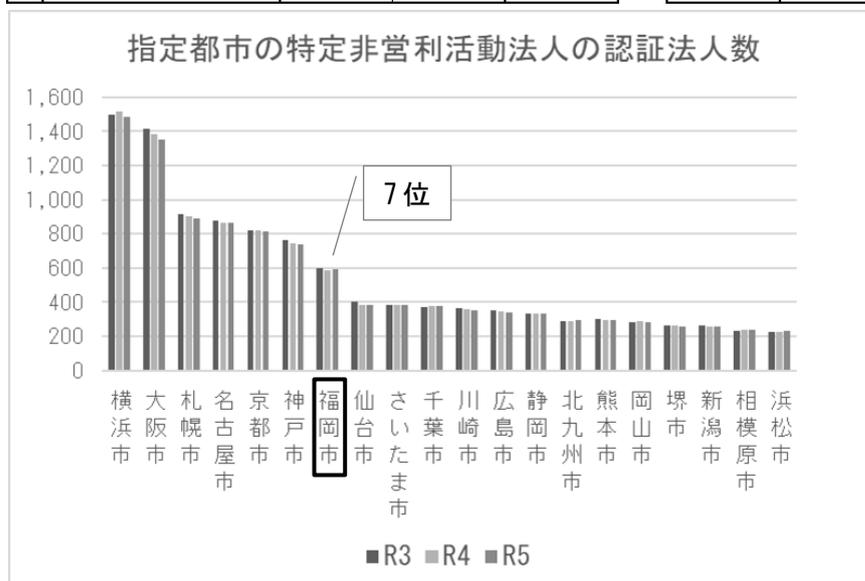
■指定都市等の特定非営利活動法人の認証・認定等法人数の推移

資料：内閣府ホームページ

	年度	認証法人数			認定・特例認定法人数		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
全国		50,783	50,360	49,949	1,237	1,266	1,290
指定都市		10,965	10,858	10,755	366	375	391
札幌市		918	905	889	18	18	17
仙台市		401	386	385	19	19	20
さいたま市		382	385	384	9	9	11
千葉市		374	375	376	10	10	10
横浜市		1,501	1,514	1,484	67	71	72
川崎市		365	356	352	14	14	16
相模原市		233	237	238	12	12	12
新潟市		263	260	255	10	10	10
静岡市		331	332	332	14	14	14
浜松市		227	228	229	9	9	9
名古屋市		878	865	867	30	31	34
京都市		821	821	814	38	39	38
大阪市		1,418	1,382	1,350	47	51	52
堺市		265	266	259	3	3	4
神戸市		763	742	738	24	25	27
岡山市		283	286	285	11	11	11
広島市		353	345	341	3	2	2
北九州市		287	290	293	5	5	9
福岡市		602	585	592	17	16	16
熊本市		300	298	292	6	6	7

※参考

福岡県	806	794	791	10	10	9
-----	-----	-----	-----	----	----	---

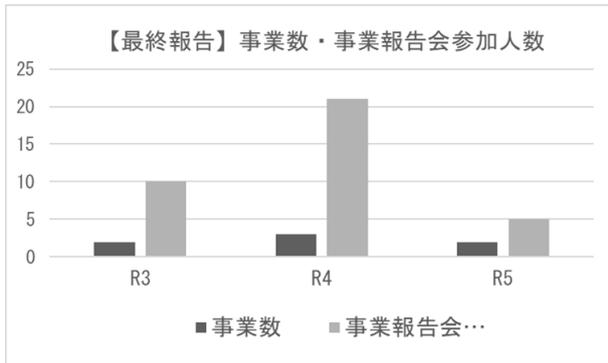




## 4 事業の実施状況

### ■共働事業提案制度事業評価の状況

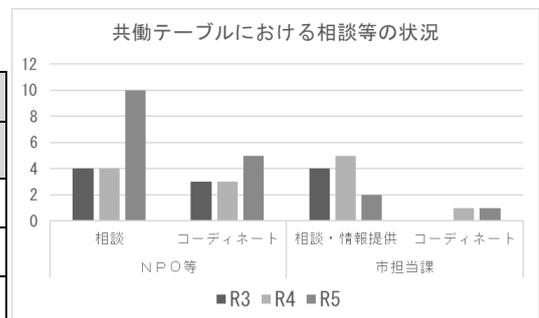
年度	中間評価	最終評価	
	事業数	事業数	事業報告会参加人数
R3	2	2	10
R4	—	3	21 (内オンライン6)
R5	—	2	5 (内オンライン5)



※中間評価：翌年度も継続を希望する事業の評価

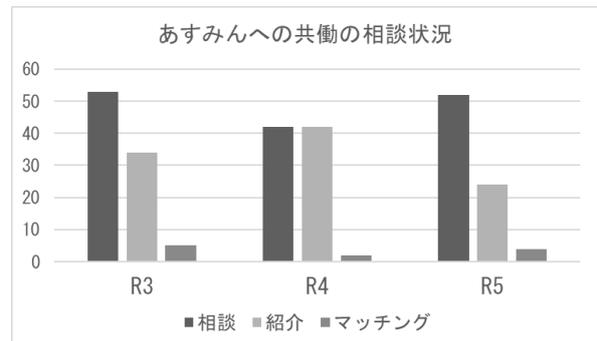
### ■共働テーブルにおける相談等の状況

年度	NPO等		市担当課	
	相談	コーディネート	相談・情報提供	コーディネート
R3	4	3	4	0
R4	4	3	5	1
R5	10	5	2	1



### ■あすみんへの共働の相談状況

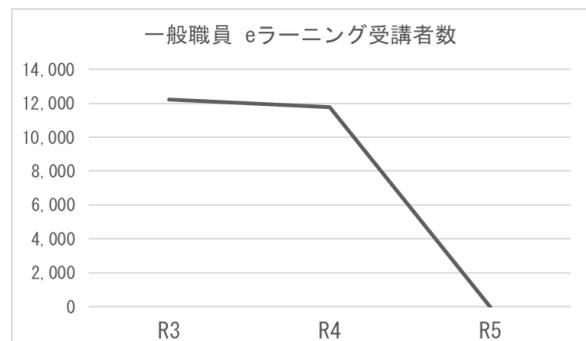
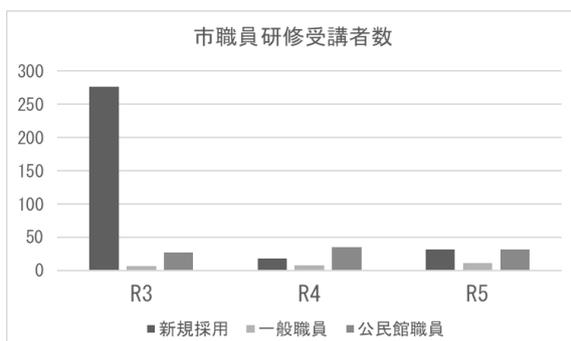
年度	相談	紹介	マッチング
R3	53	34	5
R4	42	42	2
R5	52	24	4



### ■市職員研修受講者数

対象者	研修名	R3	R4	R5
新規採用	コミュニティ・NPO等との共働 (R4～ 共創の地域づくり)	276	18※	31※
一般職員	NPO現場体験研修	7	8	11
	eラーニング	12,214	11,775	—
公民館職員	新任公民館職員研修	27	35	32

※社会人経験者採用のみ



## 基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

### 施策目標(2) NPO・ボランティア交流センターあすみんの活用による 交流人口の増加

#### 1 事業の進捗状況 ※実施主体：○福岡市 ●あすみん 昨年度比

##### ①あすみん活用による居場所づくり

●利用者数	R4n:36,358人→R5n:40,896人	[+4,538人 112%]
●登録団体数	R4n:443団体→R5n:492団体	[+49団体 111%]
●セミナールーム稼働率	R4n:74.5%→R5n:80.9%	[+6.4% 109%]
●会議室稼働率	R4n:71.1%→R5n:77.3%	[+6.2% 109%]
●ミーティングコーナー利用者数	R4n:11,324人→R5n:12,624人	[+1,300人 111%]
●ワーキングコーナー利用者数	R4n:709人→R5n:1,085人	[+376人 153%]
●一般相談の件数【再掲】	R4n:430件→R5n:372件	[-58件 87%]
●専門相談の件数【再掲】	R4n:23件→R5n:35件	[+12件 152%]
○●会計・税務個別相談の件数【再掲】	R4n:15件→R5n:17件	[+2件 113%]
●登録団体の活動発表の場「あすみんステージ」の参加者数	R4n:296人→R5n:173人	[-123人 58%]

##### ②あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

●新規登録団体交流会の参加者数	R4n:24人→R5n未実施	[-24人 0%]
●あすみん交流会の参加者数【再掲】	R4n:45人→R5n:61人	[+16人 136%]
●市民公益活動に取り組むNPOなどの活動を周知する 「市民活動・ボランティアフォーラム(GAF)」の参加者数	R4n:808人→R5n:765人	[-43人 95%]

#### 2 成果・課題

- ・(成果) SNSやプレスリリースを活用し、効果的な広報を行ったことにより、あすみんの年間利用者数、及び登録団体数、セミナールーム、会議室の稼働率が増加。
- ・(課題) 引き続き、利用者のニーズを踏まえた運営や事業を実施する必要がある。

#### 3 今後の取り組みの方向性

- ・あすみんにおいて、継続して利用者アンケートを行い、ニーズを踏まえた講座等を実施するとともに、多様な主体が集い交流できる拠点として、NPOや企業、学校等のコーディネートに取り組む。

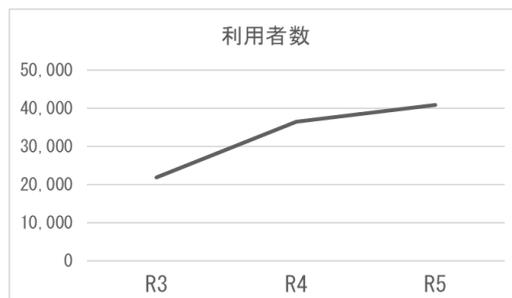
## 4 事業の実施状況

<あすみん利用状況>

### ■利用者数

(人)

年度	R3	R4	R5
利用者数	21,770	36,358	40,896
(開館日 1日あたり)	85	105	118

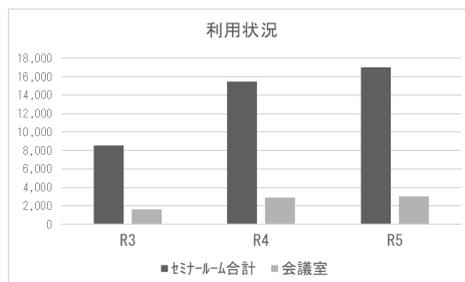


※R3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館日あり

### ■施設別利用状況

(利用者数：人)

年度		R3	R4	R5
セミナールーム 1/3	団体数	597	869	934
	利用者数	3,853	6,379	6,548
セミナールーム 2/3	団体数	141	240	254
	利用者数	2,356	4,345	4,479
セミナールーム 全室	団体数	90	150	155
	利用者数	2,329	4,714	5,513
セミナールーム 合計	団体数	829	1,259	1,343
	利用者数	8,538	15,438	17,001
会議室	団体数	385	596	644
	利用者数	1,624	2,915	3,060
ミーティングコーナー	利用者数	6,005	11,324	12,624
ワーキングコーナー	利用者数	363	709	1,085
情報コーナー	利用者数	2,920	3,730	6,988



### ■セミナールーム・会議室の稼働率

#### (1) セミナールーム

(%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3	66.6	46.4	69.2	75.3	51.5	0.0	75.2	78.1	69.6	61.4	54.8	72.5	60.1
R4	74.3	71.1	80.7	72.2	69.4	76.4	77.7	78.4	67.9	75.4	78.6	72.3	74.5
R5	78.9	74.0	82.5	77.7	74.2	81.4	81.7	82.3	83.5	82.8	85.8	86.9	80.9

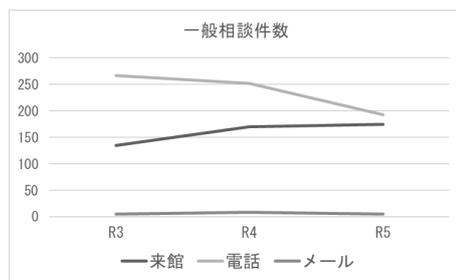
#### (2) 会議室

(%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3	68.2	42.8	80.7	75.0	50.0	0.0	70.5	64.1	63.6	52.6	55.2	60.0	56.9
R4	68.2	69.5	71.0	71.4	71.7	71.7	65.4	73.1	70.1	60.5	85.3	75.0	71.1
R5	71.4	66.2	79.0	71.2	73.8	80.2	85.7	75.3	76.6	80.2	85.8	83.3	77.3

■あすみん一般相談件数（来館、電話、メール）（件）

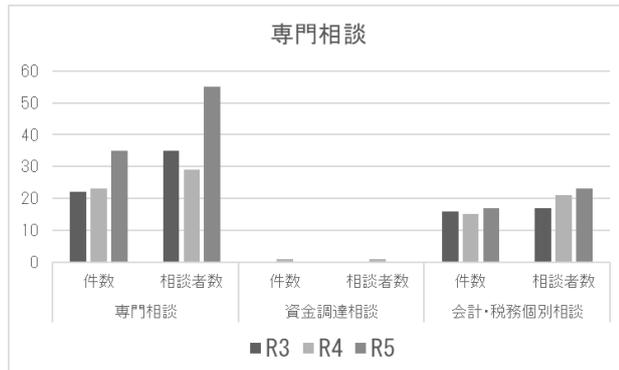
年度	来館	電話	メール	合計
R3	135	267	5	407
R4	170	252	8	430
R5	174	193	5	372



■あすみん専門相談件数【再掲】（件）

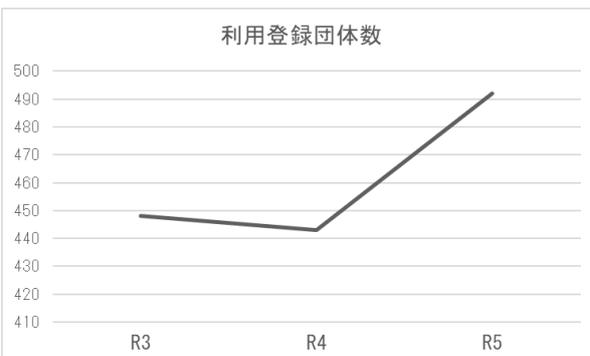
年度	専門相談		資金調達相談		会計・税務個別相談	
	件数	相談者数	件数	相談者数	件数	相談者数
R3	22	35	0	0	16	17
R4	23	29	1	1	15	21
R5	35	55	0	0	17	23

※会計・税務個別相談はR元年度より市と共働で実施

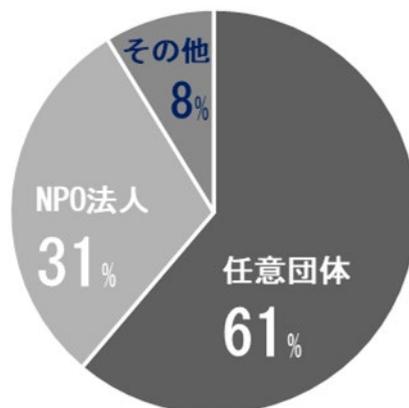


■利用登録団体数

年度	団体数
R3	448
R4	443
R5	492

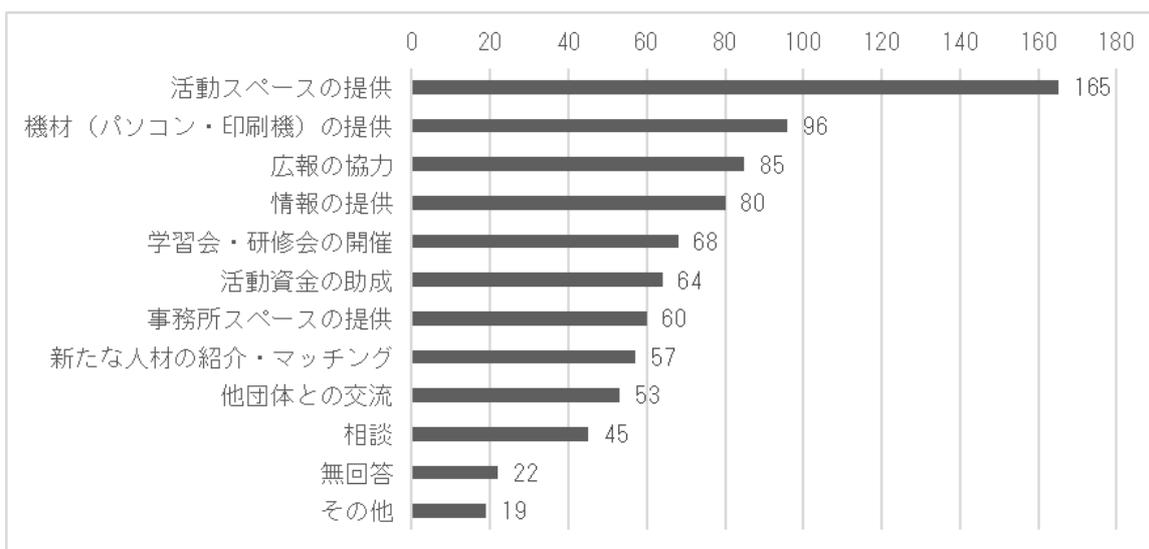


■登録団体属性（R5）



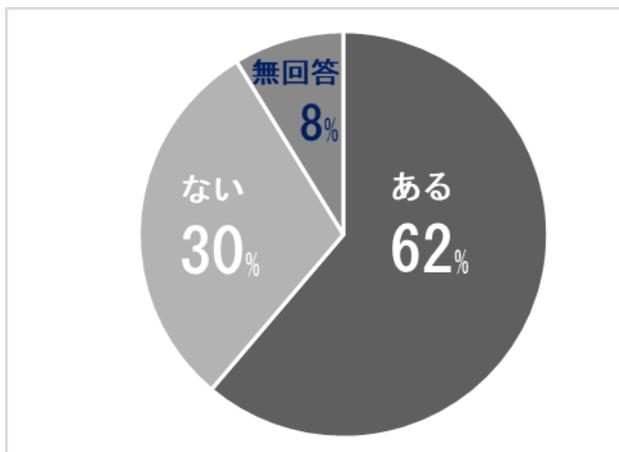
■あすみに求める役割（R5 登録団体アンケートより）

（回答数 281 団体、複数回答可）



■今後、共働に取り組む予定や意向はあるか（R5 登録団体アンケートより）

（回答数 281 団体）



## 共働推進事業の実施状況について

### 事業概要

多様な主体の共働により解決が期待される課題や公益活動のプレーヤー等を掘り起こすとともに、マッチング、伴走支援等を一体的に行い、NPOと企業、大学、地域等多様な主体による共働事業の創出を支援する。

### 実施概要

#### 第1 共働テーブル

NPO等または市担当課からの相談や提案を受け付け、地域課題の解決に向けて最適な形で共働できるよう、共働促進アドバイザーと連携しながらNPO等の支援を行う。

#### 事例（NPO法人クランと東部動物愛護管理センター）

当法人から、主に「猫の殺処分ゼロ」を目指して活動しているため、感染症等が理由でやむを得ず殺処分されている猫を保護して譲渡まで行う施設建設を検討していると相談あり。東部動物愛護管理センターへ相談し、協議の場をセッティング。話し合いを行い、当法人は殺処分対象の猫を引き取ることができる登録団体として登録することになった。

#### 第2 マッチング事例（空き家の活用）

あすみんの市民活動相談への相談事例。相談者の父が所有している空き家を父の老後の生きがいとして公益的に活用することはできないか、との相談があった。あすみんからNPOに貸し出すことを提案し、活動場所を探していた2つのNPOを相談者へご紹介した。

現在、2階は賃料を徴しそれらの団体へ賃貸し、1階は地域や団体がシェアして使用している。空き家を団体に貸し出すことで社会貢献ができていていること、団体とコミュニケーションを取ることができていることが相談者の父の生きがいとなっている。

#### 第3 NPOが実施する出前講座

##### 1 事業目的

NPOが地域に出向いてNPOの社会貢献活動や社会的な課題等について説明し、市民との直接対話を進めることにより、共通の課題等について市民とNPOの相互理解を深め、パートナーシップの向上を図る。

##### 2 出前講座の概要

(1) 事業開始日 令和5年8月31日

(2) 講座数 27 講座

(3) 広報の状況

市ホームページ、市政だより、各公民館、小・中学校、特別支援学校へチラシを配布

(4) 実施回数 2回（令和5年度）

(5) 実施事例

① 実施日 令和6年2月12日

② 申込 あすみん（NPO・ボランティア交流センター）

③ 講座名 被災した視点から考える災害ボランティア講座  
（女性や障がいを抱えた方の視点から  
災害ボランティアと日頃の備えを学ぶ）

④ 実施団体 博多あん・あんリーダー会

⑤ 参加者 23人

⑥ 参加者の声

- ・災害時の障がい者のためのサイトがあることを職場でも伝えたい。
- ・目に見える障がいだけでなく、様々な障がいを持っている方に対して、普段から声掛けできる習慣が出来ればと思う。



出前講座の様子

## 第4 アウトリーチ・ハンズオンによるNPO支援

### 概要

福岡市を所轄庁とするNPO法人を対象として、組織基盤強化に課題を抱える団体に対し、伴走支援を実施。令和5年度は5団体に対して伴走支援を実施した。

## 第5 共働推進ポータルサイトの構築

### 1 事業目的

市民・NPO・行政などの共働による地域課題の解決を推進するため、NPOの共働事例を見える化しNPOの運営ノウハウ等を分かりやすく情報発信するもの。

また、現在あすみんにおいて実施しているボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」について、オンラインで申し込みを可能とし、若い世代への活動参加促進を図るもの。

### 2 一般公開予定

令和7年3月

### 3 サイトに掲載する内容



掲載項目	内容詳細
共働事例	・共働推進と共働に対する理解促進のため、NPOと地域・企業・行政など多様な主体との共働事例についてのインタビュー記事を掲載。
NPOの運営ノウハウ	・「アウトリーチ・ハンズオンによるNPO支援」業務において、支援を行ったNPOが困っていることや苦勞していることに関して調査を行い、必要な支援ニーズを把握したうえで作成された「NPOと〇〇の付き合い方」を掲載。
ボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」	・あすみん窓口でのみ申込み可能だったものをオンラインでも申込み可能としたもの。 ・興味のあるボランティアを見つけやすくするための検索機能がついており、検索項目として「キーワード・活動場所・曜日・時間帯・ジャンル（8つ）」がある。
ボランティア体験プログラムを体験した市民の声	・市民の声を通じて、ボランティア活動の実態や体験を共有し、ボランティアに興味がある方の参加するきっかけとなるよう、実際に体験プログラムに参加した方の感想を掲載。
お知らせ	・当サイト内で新たに更新された内容や、サイトからの諸連絡について掲載。 ・あすみんからのお知らせ（ボランティア情報・イベント情報）について掲載。



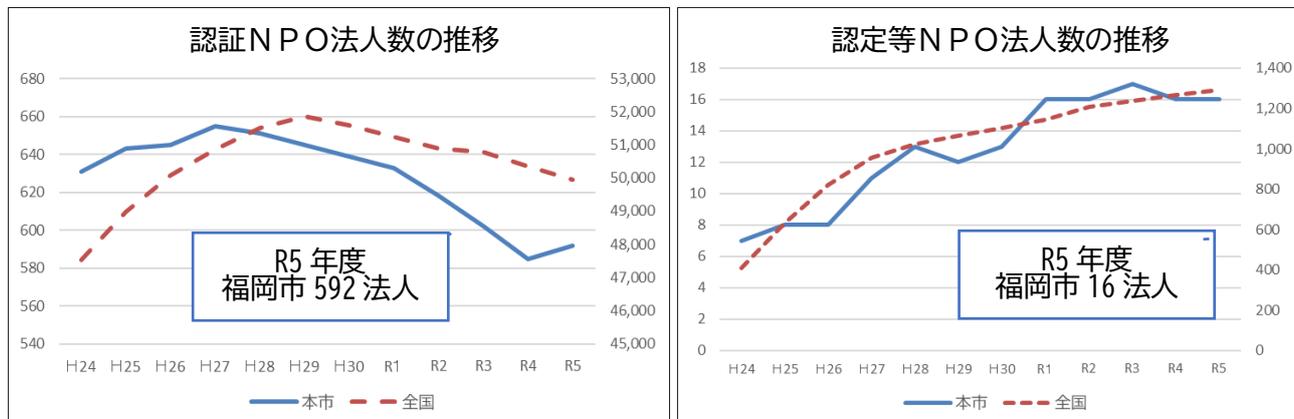
サイトトップイメージ



ボランティア体験プログラム参加者の声

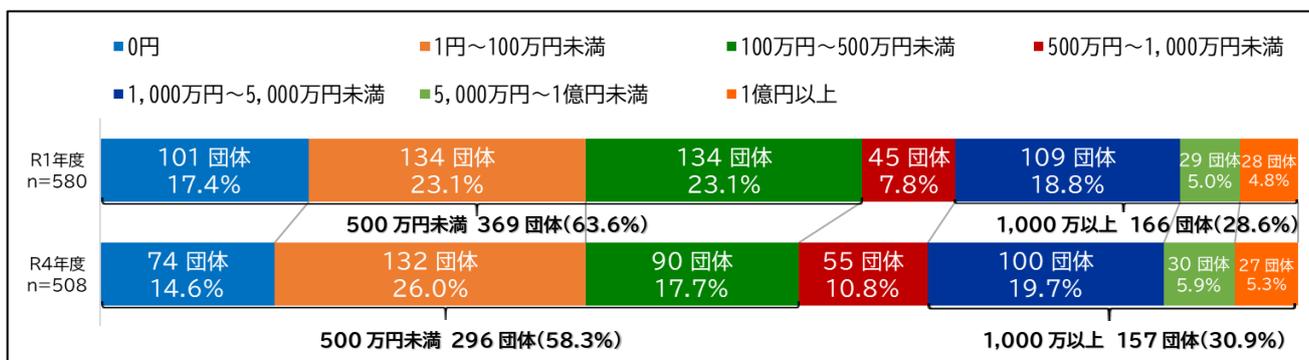
## 福岡市所管のNPO法人の状況

### 1 法人数の推移



- NPO法人数は全国的に減少傾向である。本市のNPO法人数も令和5年度はコロナによる行動制限の緩和から増えているが、長期的に見ると減少傾向にある。
- 税制面の優遇措置が受けられる認定NPO法人数は、県から政令市へ所轄庁の権限が委譲された平成24年度から増加傾向にある。

### 2 事業規模の分布（決算額に占める総収益）



- 総収益500万円未満のNPO法人は、R1年度63.6%からR4年度58.3%と5.3%減少している。
- 総収益1千万円以上のNPO法人は、R1年度28.6%からR4年度30.9%と2.3%増加している。

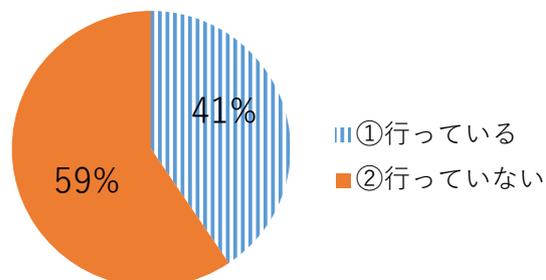
## NPOと地域との共働に関するアンケート 集計

- 調査目的 地域と共働している又は共働したいと考えているNPO法人を把握するため。
- 実施時期 令和6年9月中旬～
- 調査対象 市所轄NPO法人（580法人）
- 回答件数 74件 回答率12.8%（R6.12月末現在）

### 地域との共働について

問1 あなたの団体は、社会課題や地域課題の解決のため、地域（自治協議会、町内会など）と共働して、活動を行っていますか。（1つ選択）。（N=74）

	R6年度	
	団体	%
①行っている	30	41%
②行っていない	44	59%
合計	74	100%



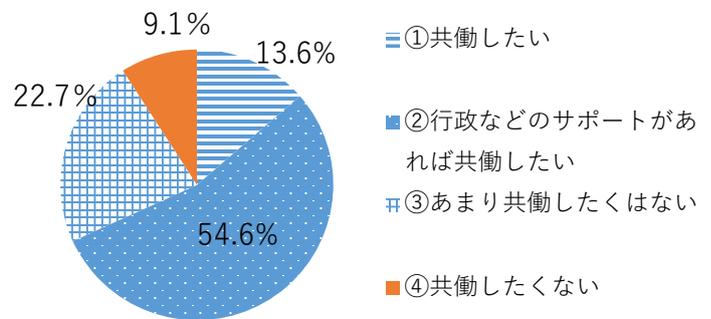
問2 （問1で①と回答）どのような活動を行っていますか。活動地域、内容をご記入ください。

活動地域・内容	
1	不登校、発達凸凹などの子育てに関する課題を抱える方への支援。
2	地域にお住まいの障がい者、およびそのご家族に対し、障がい福祉サービスのご理解と、そのサービス内容に関する情報提供。
3	低所得層ひとり親家庭に無料食材提供支援活動
4	地域の活動団体に物資支援などで協力してもらい、炊き出し夜回りなどの活動を行っている。
5	経済団体との連携
6	志賀島や市街地の緑地などでの森林保全ボランティアで地元地元公民館に広報・参加協力依頼など。
7	香椎地区にて「一人一花運動」に地域の方と一緒に活動をおこなっている
8	ニュースポーツ大会を協働で開催
9	青少年育成
10	福津市、宗像市等、福岡市近郊、バリアフリー野外音楽祭の企画運営
11	城南校区、中央校区で生涯学習の支援をしています。高齢者のボケ防止の為、外国語教育を行っています。
12	1、早良区の百道、百道浜、室見、原西、大原、飯倉中央、内野、野芥、有住、西新、高取、原校区で高齢者向けの配達 2、早良区の百道、百道浜、室見、原西、大原、飯倉中央、内野、野芥、有住、西新、高取、原校区で夏祭り、秋祭り、文化祭、各校区行事に参加
13	福岡市九州大学病院近くで、病気の子どもとその家族への滞在施設の運営 付き添い家族への手作り弁当食事支援
14	清掃
15	糟屋青年会議所とトリアス久山の駐車場で、子どもたち向けに「ぐるもくフェスタ」を企画、10/27に開催予定。久山町の後援も打診中。地域に開いた木育活動をしています。今後も毎年続けていく予定で、企業協賛や補助金などで充実を図りたいと考えています。九州経済連合会とも協働して、中大規模木造推進研究である「モクビル研究会」などその他の活動も計画中です。

16	下原校区子ども会とフードドライブイベントを開催
17	福岡県周辺 シニアを対象とした健康教室
18	募金箱設置協力(香椎東公民館、香椎自治協議会)
19	児童主任委員とコラボして居場所支援 城南区の不登校支援 親の会と研修や 講演会など
20	小学校、中学校PTAとの連携(見学受入、バザー、福祉体験受入、職場体験受入など) 公民館(人権学習、講師派遣など)
21	春吉校区での高齢者向け終活関連、悪質商法防止等のセミナー開催。無料相談会。
22	当団体が開催する毎月の対外的なイベント時に公民館に挨拶、チラシ等案内を行っている。またイベントの案内は回覧板や自治体の掲示板にも掲示してもらっている。
23	児童養護施設、里親会等
24	公民館での講演会など
25	・西新校区の自治会が実施してる地域そうじに生徒とともに参加 ・城西本館にて年に数回プチバザーを開催 ・西新商店街の各店に協力してもらっているハロウィンイベント
26	地域行事への参加等
27	公民館バザー、地域文化祭
28	「社会を明るくする運動」を通して早良区全公民館に幟旗を7月～8月迄立てて頂いている。 各地区で広報活動をしている。各校区での防犯パトロールにも積極的に参加している。
29	東区名島公民館 清掃活動、時に観察会 多々良川河口の清掃活動、西戸崎公民館との砂浜保全活動
30	福岡市東区の「箱崎商店連合会」に参加している。「ハコザキマルシェ」に参加。「ハコザキフェスタ」打合せに参加。

問3 (問1で②と回答) 今後、社会課題や地域課題の解決のため、地域(自治協議会、町内会など)との共働を行いたいと思いませんか(1つ選択)。(n=44)

	R6年度	
	団体	%
①共働したい	6	13.6%
②行政などのサポートがあれば共働したい	24	54.6%
③あまり共働したくない	10	22.7%
④共働したくない	4	9.1%
合計	44	100%



問4 (問3で①、②と回答) 地域と共働で行いたいと考えている事業があれば、共働したい地域と事業内容を教えてください。

活動地域・内容	
1	早良区全域、各地区で犯罪を減らす為の活動をしている。犯罪を犯した人々の社会復帰を支援し再犯を防止することを目的としています。
2	以前、東区役所が行っていた「多々良川夢プラン」のような多々良川流域地域(久山、笹栗、粕屋、須恵)などとの連帯でのゴミ問題に付いての意見交換、活動が可能ならば参加したい。



## 「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」主要施策の概要

(令和7年4月)

**基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち****施策1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境づくり**

- ①公益活動の「見える化」と  
ホームページやSNSを活用した情報発信の強化
- ②市民を対象としたボランティア講座への参加促進
- ③市民を対象としたきめ細かなボランティア相談支援

**施策2 公益活動の担い手の育成**

- ①ボランティア体験プログラムへの参加促進【新規】
- ②子どもや若者を対象としたボランティアの育成【新規】

**基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち****施策3 NPOの運営基盤強化への支援**

- ①NPOを対象としたきめ細かな相談支援
- ②NPOを対象とした講座・セミナー等の参加促進

**施策4 NPOへの理解と共感を高める取組み**

- ①NPOの広報力強化【新規】
- ②寄付増に向けた取組み

**基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち****施策5 NPOと多様な主体による共創・共働の推進**

- ①NPOと地域との連携促進【新規】
- ②NPOと学校・企業・行政との共働の推進【新規】

**施策6 あすみんにおける多様な主体の交流**

- ①あすみんにおける交流や情報の場づくり
- ②あすみんで繋がり相乗効果を生み出す仕組みづくり



1 基本方針とは

- 市民公益活動の推進に係る施策については、平成23年に発生した東日本大震災を契機として社会貢献意識が高まる一方で、NPOの認知度の低さ、運営基盤の強化に対する課題や指定都市への「NPO法人認証・認定業務」の移管等の状況もあり、今後の市民公益活動の方向性を明らかにする必要があったことから、市民公益活動推進審議会へ諮問し答申を踏まえて、平成24年3月に「市民公益活動の推進に係る施策基本方針（以下「基本方針」）」を策定した。
- 以降はNPOを取り巻く現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね4年毎に**主要施策の見直し**を行っており、**今回は、「担い手の育成」「NPOの広報力強化」「NPOと地域との連携促進」にポイントを置いて見直しを行う。**
- なお、「基本方針」は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、市民公益活動の基本的な計画として施策の総合的な推進を図っている。

オンライン化を修正

策定年月	内容	主な改定のポイント
平成24年 3月	市民公益活動の推進に係る施策基本方針の策定	
平成28年 4月	第1次 <b>主要施策</b> の見直し	・重点的に取り組む対象世代の明確化 ・活動や成果の見える化 ・交流・共働の活発化
令和3年 4月	第2次 <b>主要施策</b> の見直し	・スタートアップ支援 ・公益活動の見える化 ・共働事業の創出支援
令和7年 4月 (今回)	第3次 <b>主要施策</b> の見直し	・担い手の育成 ・ <b>NPOの広報力強化</b> ・地域との連携促進

オンライン化を修正

2 スケジュール (予定)

令和6年	6月	市民公益活動の推進について市政アンケート調査を実施
	11月14日	市民公益活動推進審議会（見直しの素案についてご意見聴取）
令和7年	2月3日	市民公益活動推進審議会（ご意見を反映した素案の確認等）
	4月	市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 <b>主要施策</b> の見直し

3 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

4 現行の主要施策の振り返りと今回の主要施策見直しのポイント

- 令和3～6年度においては、あすみを拠点として情報及び交流の場の提供、相談事業、組織基盤強化の講座を実施するとともに、NPO活動支援基金を活用してNPO活動へ助成等を行ったことにより、あすみの利用者数（R3：21,770人→R5：40,896人）及び登録団体数（R3：448団体→R5：492団体）、ボランティア体験プログラムの参加者数（R3：96人→R5：186人）、補助金交付件数（R3：5件→R5：10件）が増加し、NPO・ボランティア活動の活性化に向けて一定の成果が得られた。

進展を修正

- 一方で、少子高齢化の**進行**による労働人口の減少や単身世帯の増加、働き方の多様化による人とのつながりの希薄化等の課題は、年々深刻化している。

- **令和6年度市政アンケート調査**：公益活動に参加しない理由として、「きっかけや機会がないから」、公益活動の参加者を増やすためには「気軽に活動を体験できる仕組み」が必要との意見が最も多かった。
- **令和4・6年度市NPO法人アンケート調査**：全回答のうち約4割の法人が効果的な**広報に関心がある**。また、団体運営の困り事として最も多かった回答は「メンバーの減少と高齢化」であり、**地域と共働したい法人が一定数ある**。
- **令和4年度自治協議会・自治会等アンケート調査**：**地域活動の担い手不足等が課題**となっている。

追加

近年実施したアンケート調査からは、上記のような課題が明らかになっており、「活動に参加しやすい環境づくり」や「人材確保」、「NPOや企業、大学等多様な主体が地域全体で支え合う関係づくり」が求められていると考えられる。

- このような状況を踏まえ、**今回は、「担い手の育成」「NPOの広報力強化」「NPOと地域との連携促進」にポイントを置いて主要施策の見直しを行う。**

<参考>

国の方針・計画における市民公益活動の位置づけ

- 国土形成計画  
(国土づくりの戦略的視点)
- **地域課題の解決には、住民やNPO等の地域団体、企業や大学等の多様な主体と行政が連携して、地域を共に創る発想により取り組むことが不可欠である。(令和5年7月策定)**

追加

福岡市総合計画における市民公益活動の位置づけ

- 第10次福岡市基本計画素案（10年間の長期計画）※令和6年12月議会上程  
(施策3-1つなぎりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化)
- **持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の基盤強化、住民の自治意識の醸成などを図るとともに、地域活動を担う新たな人材の発掘や、市民、NPO、企業、大学など多様な主体が地域全体で支え合う関係を築くための支援を行います。**



市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 **主要施策の見直しについて（案）**

朱書き=新規

【 】=現行の施策番号

基本目標	現行の主要施策	現状と課題	見直し（案）
<p>1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち</p>	<p><b>（1）NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備</b>                      ①公益活動へのきっかけづくり                      ②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み                      ③テーマ性を持った公益活動の支援</p> <p><b>（2）寄付による社会貢献の促進</b>                      ①寄付金増に向けた取り組み                      ②寄付文化の醸成</p> <p><b>（3）公益活動の「見える化」</b>                      ①団体活動及び事例等の見える化</p>	<p>○ボランティアなどの公益活動が必要 だと思おう                      市民の割合は約9割だが、活動に参加した市民の割合は約2割。</p> <p>○公益活動に参加しない理由は「きっかけや機会がないから」や「活動に参加する時間がないから」が多い。</p> <p>○公益活動の参加者を増やすために「気軽に活動を体験できる仕組み」や「ボランティアやNPOに関する情報の充実」が必要。</p> <p>（出典：令和6年度市政アンケート調査）</p>	<p><b>施策1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境づくり</b>                      ①公益活動の「見える化」と <b>ホームページやSNSを活用した情報発信の強化</b>【1(3)①】                      ②市民を対象としたボランティア講座への参加促進【1(1)①②】                      ③市民を対象としたきめ細かなボランティア相談支援【1(1)①②】</p> <p><b>施策2 公益活動の担い手の育成</b>                      ①<b>ボランティア体験プログラムへの参加促進</b>【新】                      ②<b>子どもや若者を対象としたボランティアの育成</b>【新】</p>
<p>2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち</p>	<p><b>（1）団体基盤強化・運営支援</b>                      ①持続可能な団体づくりの支援                      ②円滑な法人運営の支援</p>	<p>○NPOの困り事は「事業が思い通りに実施できなかった」「事業収入が見込みより少なかった」「メンバーの減少と高齢化」が多い。</p> <p>○NPOが関心のあるテーマは「助成金申請」と「効果的な広報」が多い。</p> <p>（出典：令和4年度市NPO法人アンケート調査）</p>	<p><b>施策3 NPOの運営基盤強化への支援</b>                      ①NPOを対象としたきめ細かな相談支援【2(1)①②】                      ②NPOを対象とした講座・セミナー等の参加促進【2(1)①②】</p> <p><b>施策4 NPOへの理解と共感を高める取組み</b>                      ①<b>NPOの広報力強化</b>【新】                      ②<b>寄付増に向けた取組み</b>【1(2)①】</p>
<p>3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち</p>	<p><b>（1）多様な主体の連携・共働の推進</b>                      ①共働事業の創出支援</p> <p><b>（2）NPO・ボランティア交流センターあすみの活用による交流人口の増加</b>                      ①あすみん活用による居場所づくり                      ②あすみんで繋がる仕組みづくり</p>	<p>○地域での活動の担い手の不足などが課題となっており、地域コミュニティ活動の支援が求められている。</p> <p>○地域課題に対応するためNPO、企業、学校、行政など多様な主体による共働の相乗効果が期待されている。</p> <p>（出典：令和4年度自治協議会・自治会等アンケート）</p>	<p><b>施策5 NPOと多様な主体による共創・共働の推進</b>                      ①<b>NPOと地域との連携促進</b>【新】                      ②<b>NPOと学校・企業・行政との共働の推進</b>【新】</p> <p><b>施策6 あすみんにおける多様な主体の交流</b>                      ①あすみんにおける交流や情報の場づくり【3(2)①】                      ②あすみんで繋がり相乗効果を生み出す仕組みづくり【3(2)②】</p>



■基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

施策1 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

①公益活動の「見える化」とホームページやSNSを活用した情報発信の強化

- └ ホームページ更新回数・閲覧数、メールマガジン配信件数
- └ SNS更新回数・閲覧数・フォロワー数

②ボランティアを対象とした講座への参加促進

- └ 「ボランティア講座」受講者数

③ボランティアを対象としたきめ細かな相談支援

- └ 一般相談の件数・ボランティアコーディネート件数

施策2 公益活動の担い手の育成

①ボランティア体験プログラムへの参加促進

- └ ボランティア体験プログラムのプログラム数・参加者数
- └ // 参加者の参加前・後での意識変化

②子どもや若者を対象としたボランティアの育成

- └ ボランティア体験プログラムの参加者数（学校）【再掲】
- └ 「学生ボランティアミーティング」「あすみん職場体験」受入数

■基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

施策3 NPOの運営基盤強化への支援

①NPOを対象としたきめ細かな相談支援

- └ 一般相談の件数・専門相談の件数
- └ 税理士の「会計・税務個別相談」、社会保険労務士の「労務管理個別相談」の件数

②NPOを対象とした講座・セミナー等の参加促進

- └ 「NPO入門講座」・「NPO広報講座」・「NPO基盤強化講座」の参加者数
- └ 「NPO法人設立説明会」の参加者数

施策4 NPOへの理解と共感を高める取組み

①NPOの広報力強化

- └ 「NPO広報講座」の参加者数【再掲】
- └ // 参加者の参加前・後での意識変化

②寄付増に向けた取組み

- └ 寄付増に向けた広報の件数
- └ NPO活動支援基金への寄付額

■基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

施策5 NPOと多様な主体による共創・共働の推進

①NPOと地域との連携促進

- └ NPOと地域との共働のコーディネート数
- └ NPO出前講座の実施数

②NPOと学校・企業・行政との共働の推進

- └ ボランティア体験プログラムの参加者数(学校・企業)【再掲】
- └ NPOと行政との共働実績(委託、指定管理、実行委員会、共催・後援等)

施策6 あすみんにおける多様な主体の交流

①あすみんにおける交流や情報の場づくり

- └ 利用者数
- └ 登録団体数

②あすみんで繋がり相乗効果を生む仕組みづくり

- └ 「市民活動・ボランティアフォーラム」の参加者数・参加者の満足度
- └ NPOと企業等との懇談会「あすみん交流会」の参加者数・参加者の満足度



「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日)

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	分 野
いま い つな お 今 井 是 生	福岡市自治協議会等7区会長会 代表 (南区会長)	地域関係者
そ が べ はるか 曾 我 部 春 香	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授	学識経験者
つじ けい こ 辻 桂 子	R e e d L a b o 代表	NPO・ボランティア関係者
てら しま みちこ 寺 島 み ち 子	株式会社 オフィスat 代表取締役	企業関係者
はぎ さわ ゆう いち 萩 沢 友 一	西南学院大学 人間科学部 准教授	学識経験者
ふじ もと まさ あき 藤 本 正 明	特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN 事務局次長	NPO・ボランティア関係者
よし むら たく じ 吉 村 拓 二	株式会社 ふくや 支援部 執行役員部長	企業関係者

○福岡市市民公益活動推進条例

平成17年 3月31日

条例第62号

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの

(2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。

(3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校，専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら，対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が，自らが暮らす地域の身近な問題について，自らができることを考え，主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

（基本理念）

第3条 市民公益活動の活性化は，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し，共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し，若しくは参画し，又は多様な連携を図ることにより，それぞれが有する目的及び課題を共有し，その達成及び解決を目指すこと。

（市民の役割）

第4条 市民は，自らが暮らす地域社会に関心を持ち，当該地域社会に対して自らができることを考え，行動するとともに，市民公益活動に関する理解を深め，これに主体的に参加し，又は協力するよう努めるものとする。

（市民公益活動団体の役割）

第5条 市民公益活動団体は，社会的な責任を自覚し，主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は，自らが行う活動について，市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに，その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は，団体相互の多様な連携を図ることなどにより，共働

を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

(2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び

連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、  
情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、  
学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有  
する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図る  
ものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算  
の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすこ  
とにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業につい  
ては、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を  
提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議  
会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調  
査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) NPO・ボランティア関係者
- (4) 企業関係者

### (会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

## 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

年 月 日  
福岡市市民公益活動推進審議会

整理番号票

No. \_\_\_\_\_

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、  
係員の求めに応じて提示してください。

**基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち**

**(1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備**

- ① 公益活動へのきっかけづくり【重点】
- ② 新たな担い手の発掘・活動への呼び込み【重点】
- ③ テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

**(2) 寄付による社会貢献の促進**

- ① 寄付金増に向けた取り組み【重点】
- ② 寄付文化の醸成

**(3) 公益活動の「見える化」**

- ① 団体活動及び事例等の見える化(ホームページ・SNS等の活用)  
【重点】

**基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち**

**(1) 団体基盤強化・運営支援**

- ① 持続可能な団体づくりの支援【重点】
- ② 円滑な法人運営の支援

**基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち**

**(1) 多様な主体の連携・共働の推進**

- ① 共働事業の創出支援【新規】【重点】

**(2) NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による  
交流人口の増加**

- ① あすみん活用による居場所づくり
- ② あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】



### 基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

#### (1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

(重点的に取り組む対象世代の明確化)

- ・ボランティア初心者向けの活動体験できるプログラムを実施
- ・各年代にあわせた働きかけを実施

#### (2) 寄付による社会貢献の促進(企業との連携強化)

- ・市民や企業への働きかけによる寄付者の拡大
- ・NPO 活動支援基金の寄付金の使途や効果の広報を充実
- ・企業との連携強化による CSR の推進

#### (3) NPO・ボランティア団体等の活動内容や課題解決状況の発信を支援(ICT の活用)

- ・ICT の活用による新たな情報発信ツールの導入検討

### 基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

#### (1) 認証・認定業務の円滑な施行

- ・認証・認定に係る相談から手続きまでの円滑かつきめ細やかな支援
- ・認証・認定情報及び活動報告等の情報提供

#### (2) NPO 法人の基盤強化を支援

- ・認定 NPO 法人の増加に繋がるよう、団体の基盤強化のための支援強化
- ・補助制度、新たな資金調達の仕組みの検討

#### (3) 新NPO・ボランティア交流センターの活用

- ・利用登録団体へのよりきめ細やかな支援、施設の魅力発信、近隣施設との連携

### 基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

#### (1) NPO、地域企業、行政等の多様な主体の出会いの場の創出

- ・共働事業の成果やノウハウを発信、最適な主体の出会いの場の創出

#### (2) 最適なパートナーと共働できる仕組みの構築

- ・課題を共有・共感し、最適なパートナーとの共働を推進
- ・行政課題を掘り起こす仕組みの構築

#### (3) 共働への理解の促進

- ・事業報告会やNPO、市職員への研修等を実施



市民公益活動の推進に係る施策  
基本方針

平成24年3月  
福岡市

## 審議会答申を受けて

- 近年、社会問題や地域課題が多様化、複雑化していく中で、NPOやボランティアによる自主的・自発的できめ細やかな公益活動に対する期待はますます大きくなっています。  
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界中に大きな衝撃を与えるとともに市民の社会貢献や、地域防災への意識を高めることとなりました。
- 福岡市では市民公益活動推進条例や福岡市基本計画などに基づいて市民公益活動の推進施策を積極的に進めてきましたが、今なお「NPOやボランティア活動に関する情報が市民に十分に伝わっておらず認知されていない」「NPOの基盤が脆弱である」等の課題を抱えています。
- このような中、福岡市では平成22年3月に、福岡市市民公益活動推進審議会に対し「市民公益活動の推進に係る施策について」の諮問を行い、これまで、審議会及びその作業部会である「市民公益活動の推進に係る施策検討部会」が計9回開催され、調査、審議のうえ、平成23年9月30日に福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やNPO活動を推進し、共働によるまちづくりを実現していくための具体的な方策についての答申が行われました。
- 現在、国においては特定非営利活動促進法が改正され、従来、県等が行ってきたNPO法人の認証、認定等の業務が平成24年度から指定都市に移管されるなど、今後、福岡市はNPO法人に最も身近な所轄庁として、よりきめ細やかな支援を推進していくことが求められています。
- 今後は、今回この答申を基に策定した本基本方針により、市民があらゆる段階、場面で参加・活躍する仕組みづくりをはじめ、NPOと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取り組みを具体化していくこととします。

平成24年3月  
福岡市

—目 次—

第1. 基本的な考え方	1
第2. 今後の取り組みの方向性	2
第3. 今後取り組む主要施策	3
第4. 具体的な施策及び実施目標	4
1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み	4
(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成	
2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み	5
(1) NPO活動支援基金の活性化	
(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施	
(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり	
(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化	
3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み	6
(1) 共働への理解の促進	
(2) 新たな共働事業提案制度の実施	
第5. 施策実施にあたって	7

## 第1. 基本的な考え方

### 背景

(1) 少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化と多様化が進み、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化、高度化が進んできています。

地域における課題がますます複雑化・高度化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。

(2) 地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、まちづくりなど、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識も高まりつつあり、とりわけ、今般の東日本大震災を契機に、市民の地域防災意識や自助・共助意識の高まりも見られ、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。

地域の市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができ、また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの市民性を醸成する存在です。

(3) 平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があり、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等をから財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

(4) 時代の大転換期にあって、本市はこれまで市民公益活動推進条例や各種計画に基づき、市民公益活動を推進してきたが、今後、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、地域社会の課題を解決しようと真摯に活動するNPOに光を当て、自立した継続的活動を実現するとともに、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、そして市民やNPOなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要があります。

## 第2. 今後の取り組みの方向性

「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」では、市民公益活動を推進し、共働によるまちづくりを実現するために、下記の3つの目指すべき方向性が示されました。

本市においては、これらの目指すべき方向性を具体化するため、既存の施策を見直し、課題が残されている部分を充実させると共に、新たにNPOの活動基盤強化につながる施策を導入する等、主要な施策の取り組み方針をまとめました。

国においても寄附税制・認定NPO法人制度が抜本的に見直され、特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の改正を受けて、平成24年度から政令指定都市においてNPO法人の認証・認定事務を行うこととなりました。今回の法改正と市への権限移譲は「新しい公共」を担うNPOの活動が市民に広く認知され、支援されることをより一層促進するものと思われま

す。これらの国の動きを一つの好機と捉え、本市においては、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会の実現と自治都市・福岡の確立を目指し、市民公益活動の一層の推進に取り組んでまいります。

### ● 「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」で示された目指すべき方向性

#### (1) 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、市民公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であると認識し、共働によるまちづくりの一員として、自主的・主体的に市民公益活動に参加していく。

#### (2) 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

公共の担い手であるNPOの活動が、社会で認知理解されることにより、多くの支援の輪が広がる。これによって、NPOの自立が促進され、継続的な活動が展開される。

#### (3) 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで、お互いの長所を活かしながら共働する。

### 第3. 今後取り組む主要施策

#### 1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

##### (1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

- ①若者向けNPO体験活動(仮称)
  - ・小中高生を対象にNPO・ボランティア体験活動を実施
- ②福岡版プロボノ事業(仮称)
  - ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築
- ③ボランティア・インターンシップ事業
  - ・地域活動や共働事業も対象メニューに追加など

#### 2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

##### (1) NPO活動支援基金の活性化

- ・寄付金の使途や成果を明示、寄付手段の多様化
- ・補助率・補助上限回数の設定、団体補助を新設

##### (2) NPO法人の認証・認定業務の適切な実施

- ・法改正に伴い、新たな認証・認定制度を適切に運用

##### (3) NPO情報開示・発信基盤の整備

- ・一覧性をもって情報検索・比較できるシステムを構築

##### (4) NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化

- ・団体の成長支援、コーディネーション機能の強化 など

#### 3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

##### (1) 共働への理解の促進

- ・後援名義、委託、補助等の手法や手続き等を整理
- ・職員研修の充実

##### (2) 新たな共働事業提案制度の実施

- ・NPOの自由・柔軟な発想を共働に結びつける仕組み
- ・行政が既に取り組んでいる事業をNPOと共働する仕組み
- ・多様な主体と共働し、事業を発展させられる仕組み など

## 第4. 具体的な施策及び実施目標

### 1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

#### (1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

##### ① 若年期におけるNPO・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、NPO・ボランティア活動を通じNPOの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのNPOについての理解を促進します。

(施策)

□ 小・中・高等学校を対象としたNPO・ボランティアの体験活動を実施【充実】

##### ② 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身につけた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはNPOにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

(施策)

□ NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

##### ③ ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、3年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

(施策)

□ 募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

## 2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

### (1) NPO活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるNPOの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、NPOの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

(施策)

- ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- NPO支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- 社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- NPOが利用しやすい補助制度の検討【充実】

### (2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施

平成24年4月1日からNPO法人に最も身近な所轄庁として市内NPOの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、NPO法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができるかとされている項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

(施策)

- 改正NPO法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- 条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

### (3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

NPOが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、NPOの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもって、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、NPOの情報開示・発信基盤の整備を行います。

NPO法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に併せNPO法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱としながら、将来的には市民にとってより利便性の高いNPO統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とNPOをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

(施策)

- NPO法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- 公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

#### (4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化

NPO・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成25年度末に第2期の指定管理期間が終了するため、平成24年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

NPO・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成27年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

##### (施策)

- 地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- 小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- 第2期指定管理期間終了に伴う、あすみんの今後の在り方検討【新規】
- NPO・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

### 3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

#### (1) 共働への理解の促進

NPOや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

##### (施策)

- 共働推進の手引きの策定【新規】
- 職員研修の充実【充実】

#### (2) 新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

#### ※別紙1「新しい共働事業提案制度について」 参照

##### (施策)

- 課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- 市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- 企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

## 第5. 施策実施にあたって

今後、市民公益活動の推進に係る施策については本基本方針に基づき速やかに着手・実施します。

また、本基本方針に基づき導入した施策を効果的に実施していくため、市民公益活動推進審議会において、毎年進捗状況をフォローアップするとともに、平成28年度を目処に取り組み全体の見直しを行うこととします。

※別紙2「主要施策の実施に向けたロードマップ」 参照

平成23年度

市民公益活動の推進に係る施策

基本方針

平成24年3月

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

TEL (092) 711-4283

FAX (092) 733-5595

メール [koeki.CAB@fukuoka.lg.jp](mailto:koeki.CAB@fukuoka.lg.jp)

# 新しい共働事業提案制度について

## 第1. 制度の目的

共働事業提案制度は市民の発想を活かした提案を募集し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対するきめの細かいサービスを提供すると共に、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とする。

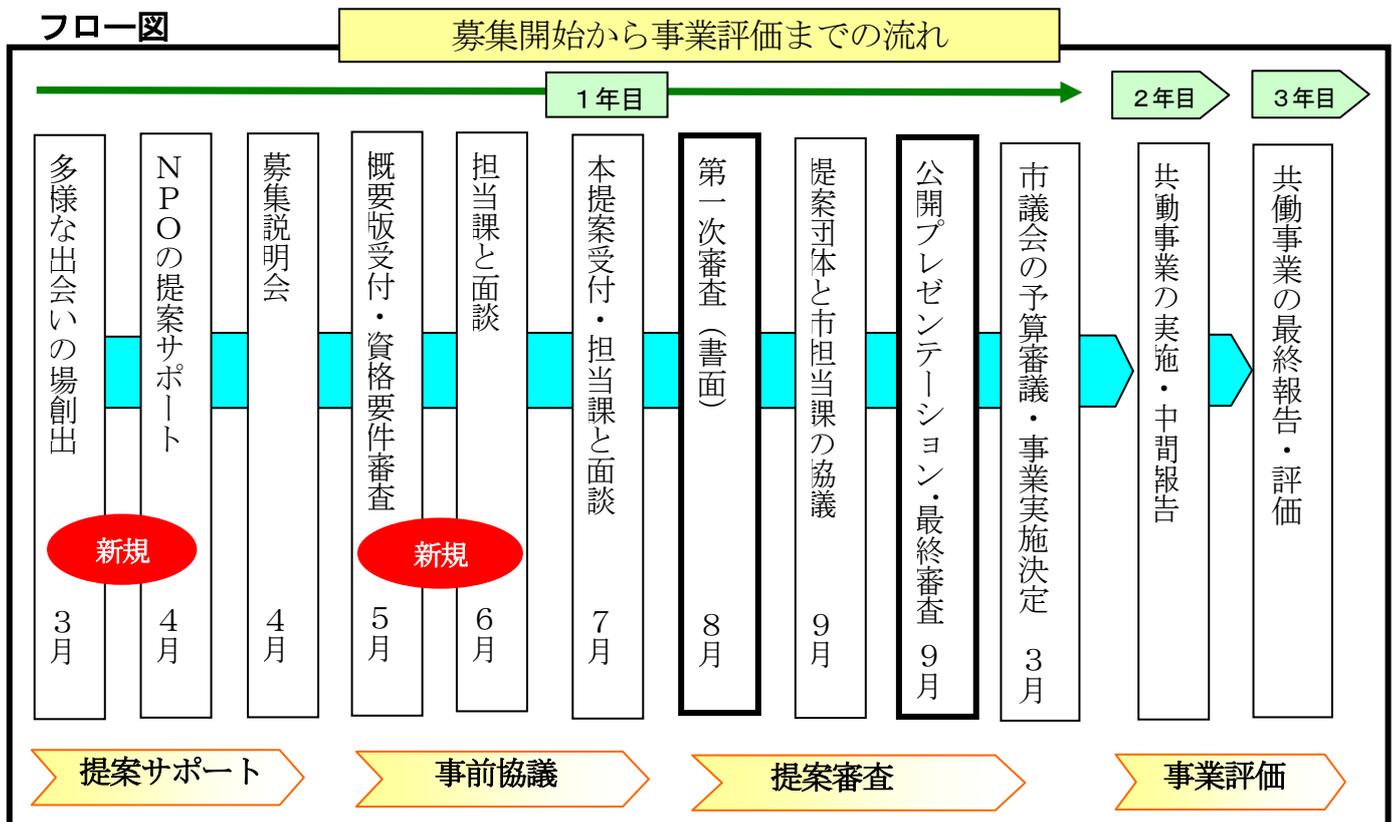
また、この制度を通して、NPOが公共の担い手として認知されることにより、NPOの活性化にもつながり、加えて市に共働の経験が蓄積されていくなかで、共働への理解と市職員の意識改革にもつながることが期待される。

この制度を通じた取組により、市職員一人ひとりが、常に共働の視点を持って仕事に取り組み、将来的には、各局区において、NPOとの共働が日常的・自発的に行われることを目指す。

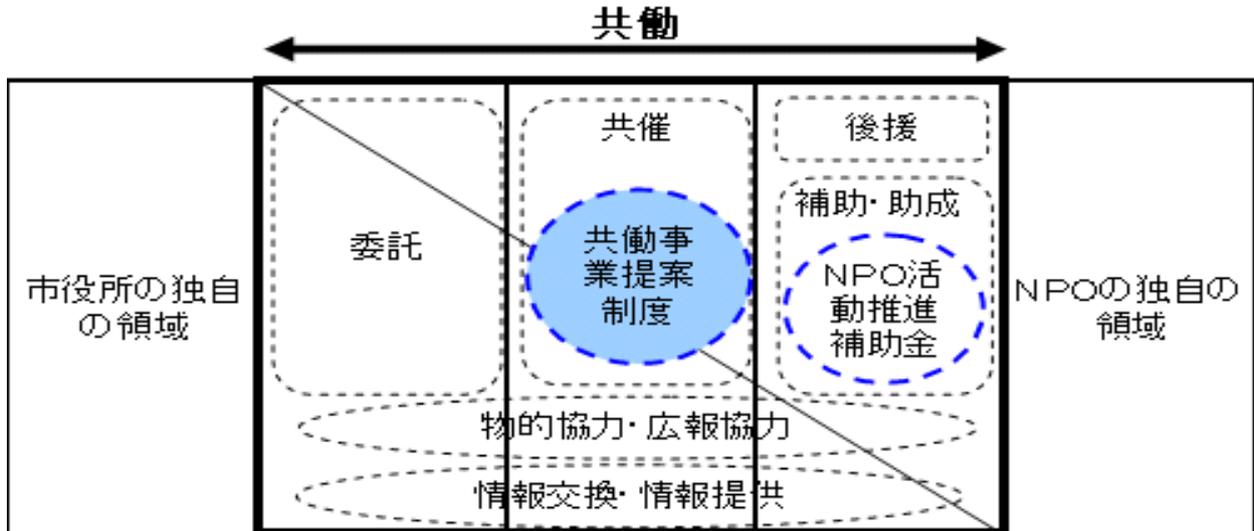
## 第2. 提案募集から事業評価までの流れ

この制度を効果的なものとするためには、市民、地域、企業、大学など多様な主体が事業に主体的に参画することが望ましい。

また、事業を実施する主体の自主性・自発性を発揮できる仕組みとすることが望ましく、できるだけ早い段階から、制度の目的や共働についての理解が進む仕組みを導入する。



●共働事業提案制度が目指す制度のかたち



**第3. 新しい制度のポイント**

**1. 課題の掘り起こしを行う仕組み**

行政が捉えきれていない潜在的・先駆的な課題を掘り起こし、NPOからの提案をより具体的で効果的なものとするため、地域社会が抱える課題や共働による課題解決の可能性について、NPO、企業、大学、行政などが情報を共有し議論する機会を提案募集の前段階に設ける。

**2. 市既存事業を柔軟に再構築していく仕組み**

市が実施している既存事業の中には、市が単独で実施するよりも、共働で実施する方がより効果が期待できる事業もあると思われる。そのため、本制度を活用し、市の既存事業について、柔軟に再構築していく仕組みをつくる。

**3. NPOが提案しやすい仕組み**

NPOの自由で柔軟な発想を活かし、NPOが提案しやすい仕組みとするため、提案募集の前に、NPOの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

また、提案募集を2段階（概要版提出、本提案提出）とし、早い段階から市担当課と面談する機会を設ける。

さらに、提案審査を第2次審査で採択することとし、審査期間を短縮する。

**4. 課題解決のために最適な主体と共働できる仕組み**

多様な主体との共働を実現するために、この制度に応募できる対象を、従来のNPO法人と任意のボランティア団体に加えて、公益社団法人・公益財団法人、公益的活動に取り組む一般社団法人・一般財団法人まで拡大する。

また、これらの団体と、企業や大学、地域との合同提案も可能とする。

## 5. 各局区の自主性、主体性をより発揮し易い仕組み

共働事業に対する市担当課の自主的・主体的な関わりを担保するために、提案の早い段階から提案団体と市担当課が意見交換する場の設定や、採択事業の予算要求を各局が自主的に行う仕組みとする。また、事業の実施過程で、実施主体である市担当課と提案団体自らが事業を振り返り評価することとし、翌年度に共働事業としての継続を希望しない場合は、中間期での審査委員会の評価を不要とする。

## 6. 事業への市民参加を促進する仕組み

市民は市政の主役であり、共働によるまちづくりの主体であるため、公開プレゼンテーションや、事業報告会等に市民参加の視点を取り入れるなど、市民参加を促す仕組みをつくる。

## 7. 事業が発展し展開していくための仕組み

共働事業終了後も、共働事業により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業承継主体が最適な方法によって発展的に課題解決のための事業を継続し実施できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。

## 8. 共働促進アドバイザー体制の整備

立場の異なる多様な主体による共働事業を円滑に進めていくために、提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー(ファシリテーター、共働事業経験者等)としての人材を養成する。

# 第4. 新しい制度の内容

## 1. 提案募集の概要

### (1) 応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ市内で1年以上の活動実績を有し、10人以上の社員(正会員)を有する、営利を目的とせず公益の増進に寄与する活動を行っているNPOを対象とする。法人格の有無は問わない。

具体的には、NPO法人のほか、公益社団法人、公益財団法人並びに、公益的活動を行う一般社団法人、一般財団法人及びボランティア団体とする。(財団には社員要件を適用しない)ただし、国・地方公共団体の外郭団体は対象外とする。

また、NPOや市と共働し、対等な立場で自ら事業に取り組める企業、地域、大学等とNPOとの合同提案も可能とする。

### (2) 募集事業の内容

NPOと福岡市が同じ課題についてそれぞれ別々に取り組むよりも、一緒に取り組むことで市民サービスが向上し、課題解決につながる事業のうち、以下の区分による提案を募集する。

①提案団体からの自由な提案

②市の既存事業を見直したいという市の提示に対する提案

### (3) 事業実施時期

提案の翌年度実施の単年度事業とする。

### (4) 経費負担

提案団体と市が共有する目的に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は応分の負担をするものとする。

具体的には、市が負担する経費は、総事業費の5分の4以内、1事業当たり400万円を上限とし、提案団体は5分の1以上の経費を負担する。

ただし、共働により既存事業を見直したいという市の提示に対する提案の場合は、原則として市の経費負担は、総事業費の5分の4以内で、市が提示した既存事業の予算範囲内とする。

### (5) 事業費の対象

提案団体が安価な下請けとならないよう、事業に直接関わる経費は全て対象とする。ただし、提案団体の運営上の経常的な経費、市職員の人件費は対象としないものとする。

## 2. 提案サポート

提案募集に先立ち、市民、地域、企業、大学など多様な主体が集い、地域社会が抱える課題と共働による課題解決の可能性について、共有し語り合う場として「共働カフェ」を実施する。

また、NPOの自由で柔軟な発想を活かし、NPOが提案しやすい仕組みとするため、福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、提案募集の前にNPOの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

## 3. 提案内容の事前協議

提案募集は、簡略な概要版の提出、正式な提案書の提出という2段階とする。

概要版が提出された場合、提案団体の提案をより具現化するために、提案団体と市担当課が面談する機会を設け、提案概要について双方で意見交換を行う。

概要版提出、市担当課との面談・協議を経て、正式な提案書を提出する仕組みとする。

## 4. 審査委員会審査と実施事業の決定

### (1) 審査委員会審査

提案団体及び提案内容の公平かつ公正な審査を行うため、学識経験者、地域関係者、報道関係者、企業関係者、行政職員等で構成する審査委員会が審査・選考を行う。

審査は、「共働の必要性」「事業の実現性」といった視点から審査を行い、第1次審査、公開プレゼンテーション、最終審査を経て、共働事業候補を決定する。

事業への市民参画と共感を高めるため、公開プレゼンテーションや事業報告会においては、参加者投票や市民の声聴取を行い、審査委員が審査を行う上での参考とする。

## **(2) 実施事業の決定**

共働事業候補となった提案事業は、市担当課において市の経費負担額の予算要求を行う。市予算案確定の後、市議会における予算審議を経て、最終的に実施事業として決定する。

## **5. 協定書の締結と事業の実施**

実施が決定した提案事業については、事業目的、達成目標、経費負担割合、事務の役割分担、責任分担、権利の帰属、個人情報保護や情報公開等を明確にするため、事業実施前に提案団体と市で協定書を締結し、実行委員会を組織して、事業を実施する。

事業の実施により生じた収入や事業に対する寄付があった場合には、関連歳入として、事業終了後に、経費負担割合に応じて精算する。ただし、事業実施に対する提案団体の一層の意欲喚起のため、総事業費を超えて事業収入や事業に対する寄付があった場合、総事業費を超える部分については、提案団体の歳入とすることができるものとする旨を協定書に明記する。

## **6. 中間評価と事業の継続**

### **(1) 実施主体自らの中間評価**

事業の実施過程を実行委員会（提案団体と市で組織した事業の実施主体）自らが振り返り、事業を評価し、その結果を事業の改善につなげるため、中間期の評価を行う。

### **(2) 審査委員会による継続の評価**

事業によっては直ちに成果が見込めない事業や、引き続き共働事業として実施する必要性が認められる事業もある。このため、実行委員会自らが事業の評価を行った上で、共働事業として継続を求める場合は、公開の中間報告会により事業の進捗状況と今後の事業計画を報告し、審査委員会は継続の必要性を評価する。

ただし、共働事業としての継続を希望しない場合は、公開の中間報告会での報告を不要とする。

### **(3) 事業の継続**

審査委員会による評価を踏まえ、事業の実施状況や成果等に鑑み、継続の必要性が認められた場合は、事業の継続を可能とする（最長で3年間）。

## **7. 実施報告と最終評価**

1年間の共働事業終了後、実施事業の報告会を公開により実施し、共働のプロセスや事業の成果について、審査委員会と市民参加者の評価を受ける。評価結果については公表する。

## **8. 共働事業終了後の展開**

共働事業終了後は、市が主体的に実施していく事業、NPOが展開していく事業、地域やNPOの共働へと発展する事業など様々であるが、その場合でも、共働により取り組んだ課題が解決されているとは限らない。

このため、共働事業が終了し、実行委員会が解散された後にも、事業承継主体が、共働事

業の実施により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業を発展し展開できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。ただし、この場合、市から求めがあった場合の無償使用許諾と相当期間利用していない場合の市への帰属移転条項を留保しておく。

## **第5. 制度を効果的に運営するための環境整備**

### **1. 共働推進の手引きの作成**

NPOと市職員の双方が共働への理解を深め、誰もが最適な手法で課題の解決に取り組むことができるよう、後援名義、委託、補助等を含む多様な共働の手法について、定義、意義、手続き等を整理した手引きを作成する。

### **2. 共働への理解の促進**

共働への理解を促進するために、共働事例のPRや市職員への研修等によって、市民やNPO、市職員の共働に関する意識を啓発していく。

さらに、各局区が求めているNPOとの事業協力募集や、企画提案募集等の共働に関する行政情報を一元的に発信していく。

### **3. 共働促進アドバイザーの充実**

提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い、適切な協定書が締結され共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー（ファシリテーター、共働事業経験者等）としての人材を養成する。

### **4. 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」による支援**

情報・活動・共働の拠点施設である福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、NPOの発想を効果的な提案に結びつけるサポート事業をはじめ、共働事業の提案団体及び実施主体の支援、NPOを中心とした地域、企業、大学等の機関とのコーディネートを行っていく。

## **第6. 制度全体の振り返り**

この制度の実施を通して、多様な共働が推進されるよう、新しい制度を実施し3年を経過した平成27年度に、制度全体の振り返りを行うものとする。

# 主要施策の実施に向けたロードマップ

別紙2

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ライフサイクルを通じた 公益力の育成	若者向けNPO・ボランティア体験		実施			
	NPO人材マッチング事業 (福岡版プロボノ事業)		調査	実施		
	ボランティア・インターンシップ事業	実施	NPO・ボランティア交流センター「あすみん」事業として発展			
NPO活動支援基金の活性化		使途や成果の明示、寄付手段の多様化等 補助金交付要綱改正	クレジットカード 寄付受け入れ	実施		
新たな認証・認定制度の実施		権限移譲準備	実施			
NPO情報開示・発信基盤の整備		県・北九州市・福岡市 共同DB協議	内閣府暫定システム稼働 県・北九州市・福岡市共同DB運用	内閣府新システム稼働 NPO情報統合システムの検討・開発		
NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化		第2期指定管理期間(アーバンデザインコンサルタント)	在り方検討会 募集指針作成	公募・審査・指定	第3期指定管理期間	
共働への理解の促進		共働推進の手引き作成	実施			
新たな共働事業提案制度の実施		先行実施	実施			検討